

離縁から見える江戸の男と女

渡辺 慎介

【まえがき】

江戸時代は男中心の社会であり、現代と同じような男女同権を期待することはできない。それならば、女は虐げられっ放しだったのだろうか。男中心社会において、男の横暴と女の保護のバランスがどのように取られていたかを、離縁という家庭内のいざこざをテーマに据えて考えたい。

【はじめに】

ことわざに、「女三界に家なし」がある。女には世界のどこにも安住できる家はないと説く。また、「老いては子に従え」のことわざは、「幼き時は父母に従い、若き時は夫に従い、老いたる時は子に従う」という女の三従を説いた仏教の教えが元になっている。この他にも、五障の言葉があり、女が持っている五つの障害のため、梵天、帝釈、魔王、^{てんりんじょうおう}転輪聖王、仏になれないとしている。江戸時代には五障三従（ごしょうさんじゅう、又は、ごしょうさんしょう）の言葉はしばしば使われていた。こうした言葉は、必然的に女は男より劣る存在であるとの認識を広めたと考えられるが、男尊女卑の風習をそれだけで説明することはできないのだろう。

実際の場合で、男尊女卑の実態を見ると、まず、離婚は男の持つ権利であり、女から離婚を申し立てることはできなかった。これは、八代将軍・徳川吉宗の時代に定められた上下二巻から成る「公事方御定書」の下巻、通称「御定書百箇条」の中に記されている。その四十八条に「密通御仕置之事」を定め、不義密通を禁じたほか、離縁と離別状（通常は離縁状と言った）を定め、離別状なしの再婚は重婚とする、などを定めている。

具体的には、離縁状は、すでに述べたように男だけが書く権利を持っていた。離縁に際し男（夫）が女（妻）に宛てて書いた證文が離縁状である。これがないと、女も男も再婚できなかった。その意味では離婚後の生き方を左右する重要な證文、つまり、再婚に必要な證文として重要な役割を果たした。江戸時代の離婚率は現在の二倍以上であったとの報告もある。¹⁾ また女の再婚率は五割程度であったという。その意味では、離縁状は女にとって特に重要であった。

離縁状は、^き去り状、^{いとまじょう}暇状とも呼ばれていた。また、その長さが三行と半分であることが多かったので、しばしば^{みくだりはん}三行半とも呼ばれた。

一方、歌舞伎などには、女が夫宛に書く離縁状「退き状（のきじょう、又は、どきじょう）」が出てくる。「離状」と書いて同じ読み方をすることもある。遊郭に勤める女の夫に金の必要が生じた時、夫とやむなく離縁して客の妾あるいは妻になり、金を得る場面に「退き状」が出るのが稀にある。もちろんその金は、それを必要とする夫に渡すのである。これは私的な離縁状で、公式には認められていなかった。

離婚に際し、女は離縁状を受け取るから離縁の証拠は残る。一方、離縁状を出した男の方には離縁の証拠は残らない。これでは、男に不利になる。実際には、妻、ないしは妻の親などから、男は「離縁状返り一札」の證文をもらって、男にとっても離縁の証拠が残る仕組みになっていた。「返り一札」は、離縁状を受け取った事を表す受領書なのである。

離縁状なしに再婚した女は、髪を剃られ実家に戻された。また、離縁状を出さずに再婚した男は、所払い（追放）になった。「返り一札」のない男でも、仲人などの証言があれば、再婚しても、所払いの処分を免れたという。

【離縁状】

それでは、実際の離縁状を見てみよう。一通目の離縁状を図1に示す。これは、「六右衛門」という男から「おとみ」という女に宛てた離縁状である。タイトルは「離縁状之事」となっている。読み下しは、次の通りである。

離縁状の事

一 その方事当六ヶ年以前子の九月中より
 手前妻に致し置き候所 この度暇^{いとま}差し遣わし申し候
 然る上は 以来いず方へ縁付き候とも この方少しも
 構^{かま}これなく候 念のため離縁 仍て件^{よつくだん}の如し
 安永二年巳二月 六右衛門 爪印
 おとみどの

本文は三行半に収まっている。本文中に離縁の文言が見えない。離縁に替る言葉が「暇」である。「暇を出す」と言えば、離縁することに他ならない。もともと、ここでは「暇差し遣わし申し候」などと、長たらしい文章になっている。

「然る上は」は離縁状では常套句で、「こうなったからには」ほどの意味である。「構」は「干渉」の意味であり、「構これなく」で、「干渉しない」の意になる。

なお、1行目に「六ヶ年以前」とあるが、これは数えの結婚期間を言っている。子年の9月から巳年の2月までであるから、実質の婚姻期間は4年5ヶ月になる。

二通目の離縁状を図2に示す。「大蔵」から「おちよ」に宛てた離縁状である。タイトルは「離縁状一札之事」とある。読み下し文は以下の通りである。

離縁状一札の事

一 其の方望に付きこの度離縁致し候こと
 実正^{じっしょう}なり 然る上はいず方へ参り候とも
 少しも構えこれなく候 後日の為一札
 依^よって件の如し
 天保十四卯二月 大蔵 印
 おちよどの

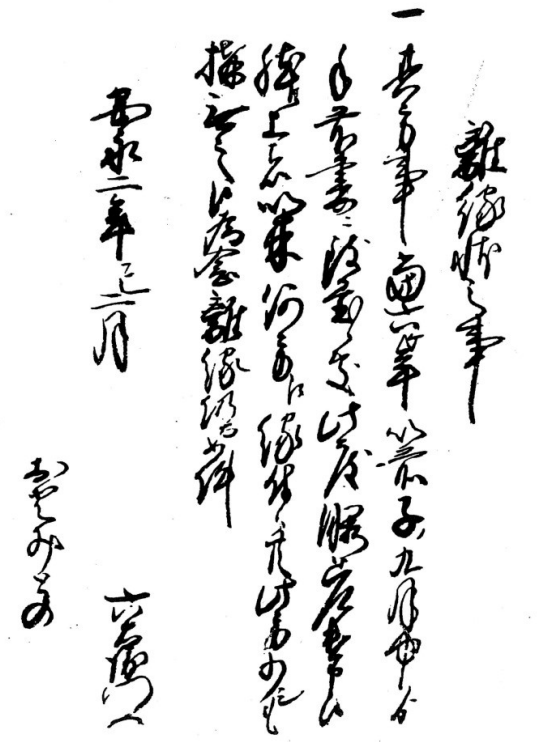


図1 六右衛門からおとみに宛てた離縁状

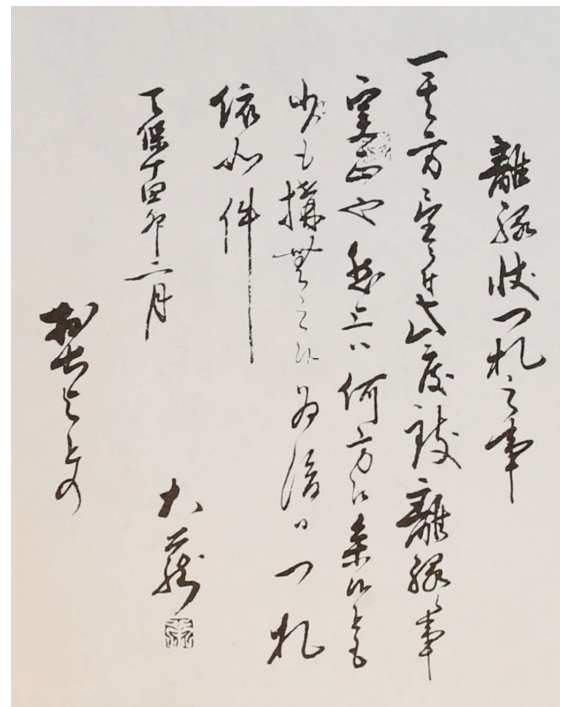


図2 大蔵から、おちよ宛ての離縁状

この離縁状も三行半に納まっている。この離縁状には、本文中に「離縁」の文字が見える。「いず方へ参り候とも」は、一通目の離縁状の「いず方へ縁付き候とも」と同じ意味である。つまり「誰と再婚しようとも」になる。この離縁状にも、「然る上は」と「少しも構これなく候」の文言が現れている。

三通目の離縁状も見ることにする。ただし、これにはきれいな写真がないので、原文を掲載せず、読み下し文のみを示す。タイトルは「差出申一札」である。「政之助」から「とも」（本文では「とも女」としている）に宛てた離縁状である。

差出申す一札

一 この度、ともめと申すおんな我ら勝手につき
離別いたし候 然る上は向後いず
かたへ縁組候とも我等方にて一切
差構えこれなし 件の如し
嘉永六丑八月 政之助 爪印
ともどの

この離縁状では、「我ら勝手につき離縁いたし候」とある。随分と勝手な言い分に思えるが、ここで「勝手」は「都合」の意味である。このような表現になる理由は、後程述べることになる。これまでと同じように、「然る上は」、「差し構えこれなし」の表現が見られる。

さて、三通の離縁状を読んで、共通の形式があることに気づく。まず、いずれも三行半で書かれている。ただし、これは離縁状に必要な条件ではない。もっと長い離縁状もある。次に、本文は二つの文章から成っている。第一の文章は離縁の文言、第二の文章は女に再婚を許す文言である。これは江戸時代の離縁状に共通する性質であり、すでに先人の研究により指摘されている事柄である。²⁾つまり、離縁状は離縁証明書であり、同時に再婚許可証でもあったのである。さらに、第三の特徴として、離婚の理由が記されていない点が挙げられる。ただし、これには注意が必要である。例えば、二通目の離縁状には「その方の望みに付き」があり、三通目の離縁状には「我ら勝手につき」と書かれ、これらは離婚の理由のように見えないでもない。たとえば、「その方の望みに付き」は、女の方が離婚を希望しているからと、解釈できる。しかし、離婚を希望する理由は記されていない。女に愛人ができたからかもしれないし、男の身勝手や横暴に耐えられず離婚を希望したのかもしれない。それが記されていなければ、理由を明記したことにならない。また、三通目の離縁状にある「我ら勝手につき」は、「我々の側の都合により」と解釈できるが、これは女の方に責任はなく、離婚の責任は男の方にあることを述べていると解釈するのが一般的な説である。もしそうであったとしても、男の側が責任を取らなければならない事実が明白に記されている訳ではない。つまり、「その方の望みに付き」と同じように、理由を明確に述べていないことになる。

それでは、どんな理由から第三の特徴である離婚の理由を明記しないのであろうか。それは、離婚後の生活を考えた事である。男の責任を具体的に書けば、自分の恥を書き残すことになり兼ねない。女の責任を明白に書けば、女の再婚の妨げになり兼ねない。女は離縁状がなければ再婚できないことは前に述べた通りである。その離縁状に女の過去の不始末が記されていたなら、再婚は覚束ない。離縁状に離縁の理由を記さないのは、離婚後の生活を考えた上での苦肉の策なのである。生活の知恵とでも言ってよいのかもしれない。³⁾ ことわざに「合わせものは離れもの」とか、「夫婦は合せもの離れもの」な

どの表現があり、主として夫婦別れの時の諦めや慰めに使われたというのが、偶然に逢った者同士であるから別れるのも必然なのかもしれないと述べるだけである。これも離縁の理由を明確に述べない習慣を反映したものかもしれない。

上に示した三通の離縁状のタイトルは、「離縁状之事」、「離縁状一札之事」、及び「差出申一札」とあり、第三の離縁状のタイトルには「離縁」の言葉が含まれていない。しかし、離縁状のタイトルに「離縁」の言葉を使わないのは、必ずしも特例という訳ではない。もちろん、多くの離縁状には「離縁」またはそれに相当する言葉が使われている。たとえば、「離縁（別）状」、「離縁（別）一札」、「離縁（別）一札之事」、「離縁（別）之事」、「去り状」、「さる状之事」などがある。一方、「離縁」を使わないタイトルには、「一札之事」、「差出し一札之事」、「差出申一札之事」などがある。必ずしもタイトルに「離縁」の言葉を使わなければならないということはなかったのである。前者と後者の比は概ね2対1であったという。

【縁切寺】

結婚の際に、嫁には「裸嫁」と「持参嫁」があったと言われている。「裸嫁」は、文字通り身一つで嫁入りする。一方の「持参嫁」は、持参金を持って嫁入りする。両者の違いは嫁の美醜から生ずるといふ。川柳にも、前者は「絵のやうな女房なんにも持って来ず」と詠まれ、後者は「金を貰ふにつき嫁がついて来る」と詠まれている。後者は持参金目当てで嫁を迎えているかのように見える。実際に、金目当ての結婚は少なくなかったようである。これは嫁入り時の話であるが、その嫁と離婚するとすると、面倒が起こる。離婚に際し、持参金を返さなければならないからである。持参金が100両なら、離婚時に100両を返さなければならない。もしも嫁入り道具があったならば、その嫁入り道具も返す必要があった。だから、持参嫁との離婚は容易でなかったのである。持参嫁をもらった男は、自分から離縁を言い出しにくいので、嫁の方から離縁を言い出すのを待つしかなかった。

ところで、1両は現代の金に換算すると、いくらぐらいになるのだろうか。人により、計算は異なる。1両を、8万円から20万円と換算する人もいる。長く続いた江戸時代であるから、時代により換算率は変わるといふ。特に幕末における一両の価値下落は相当なものだったようである。1両13万円と計算する人もいる。もちろん時代により、変わる。そうすると、低く見積もっても、100両の持参金は800万円にもなる。離婚のために江戸庶民がそれを用意するのは、容易な事ではなかったはずである。

それはさておき、妻が離縁を希望しているにも拘らず夫が離縁状を書かないのは、夫の恥とされた。しかし、これは一般論なのであり、すべての男が素直に離縁状を書いた訳ではないだろう。女が離婚の気持ちを持てば、親に相談することになる。その話は仲人にも伝えられ、仲人、両家の親、当の夫婦を交えた話し合いになる。場合によっては、世話好きな長屋の大家が口出ししたかもしれない。「大家といえは親も同然、店子といえは子も同然」などと言われていたからである。大勢が集まり協議の結果、離婚もやむなしとの結論に達したとしよう。そこで夫が離縁状を書くと言えは問題なく離婚へと進む。しかし、男が離縁状を書くことを拒否すれば、話は暗礁に乗り上げる。

そうなったときの救いが、駆込寺、縁切寺である。鎌倉の東慶寺が有名である。^{こうずけ}上野国（今の群馬県）新田郡の満徳寺も縁切寺として知られている。この二寺は、幕府公認の縁切寺であった。ただし、仲人を交えた離婚協議が不調に終わったからといって、簡単に縁切寺に駆け込めるわけではない。離婚に同意しない夫は当然それを阻止するからである。駆け込みは秘密裏に事を運ばなければならない。その辺の事情と離婚に至るまでの手続きを当時詠まれた川柳を交えながら、追うことにする。

・膝と談合をして嫁一人旅

この川柳は、ことわざ「膝とも談合」を引用している。「膝とも談合」は、思案にくれ一人で膝を抱えながら思い悩む情景を思い浮かべてしまいがちであるが、実際には何人かで相談する場合にも使われる。しかし、ここは、嫁が一人で思い悩んでいる場面なのである。東慶寺に行こうかと思いつている。他人に相談はできない。相談すれば、駆け込みが露頭してしまう。さんざん悩んだ末に、東慶寺へ向かう決心をする。⁴⁾ 周囲に悟られないよう、こっそり長屋を出る。

・十三里先だに四里四方尋ね

しばらくすると、嫁がいないことに姑か誰かが気付く。初めの内は「家を開けっ放しにして、しょうのない嫁だね」程度に考え、近所に嫁の所在を尋ねる。昼めし時に戻らなければ、長屋の連中に頼んで江戸市内の知人の家を回ってもらうことになる。夕方、夫が仕事から帰る時分になっても嫁が戻らなければ、もう大騒ぎになる。その時点になって、ようやく十三里（51km 余り）先の東慶寺に向かったのだろうということに気付くのだろうが、それまでは江戸市中四里四方を探し回っていたということになる。この川柳はそんな事情を詠んだものに違いない。長屋の連中にも協力を頼み、夫はすぐに追手を組むことになる。

・渡し守知らぬといふは情けなり

意気込んで縁切寺に向かう嫁には、いくつかの困難が待ち構える。最大の困難は追手の追跡である。鎌倉へ向かう途中で追手に捕まってしまうと、折角の計画も水の泡である。追手に捕まる危険のある最大の難関は、おそらく多摩川の渡しであろう。江戸市中の大きい川にはいくつかの橋があるが、多摩川にはない。⁵⁾ 渡し船に乗るより他に、多摩川を渡る手立てはない。渡し船に乗るまでに、渡し船を待たなければならない。追手を気にしながら、渡し船を待つ苛立ちは、相当なものだろう。一方、追手にとっても、その苛立ちは同じだろう。日没になり、渡しが終わったため、多摩川で一晩待たなければならない追手を詠んだ川柳もある。「六郷の一番船に追手乗り」がそれである。六郷は多摩川沿いの江戸側にある集落の地名（正式には六郷領八幡塚村。現在の大田区仲六郷）である。対岸に川崎宿がある。ところで、表記の川柳は、その多摩川の渡し守を読んでいる。追手から、こんな着物を着た、このくらいの年恰好の女が乗らなかったかと、尋ねられ、その女を確かに乗せたことは覚えていても、そんな女はこの渡し船には乗っていないと、白を切るのである。女が無事に鎌倉に着くことを願っての嘘である。渡し守の「情けなり」なのである。もっとも、多摩川の渡しで捕らえられる嫁もいた。「六郷でようよう嫁をとらまへる」の川柳が残されている。追手に加わった長屋の連中は、近所付き合いの義理からの追手だから、当然、当事者程の熱意はない。そこでこんな川柳が詠まれた。「十三里義理で旅立つ両隣」、「長追ひ無用と六郷からかへり」。

・あとを見い見東慶寺を尋ねてる

多摩川を渡っても、鎌倉までの道のりは長い。鎌倉まではまだ 8 里以上歩かなければならない。「九里あるよ急がつしやいと渡し守」の川柳も残る。まだ、全行程の三分の一を歩いたに過ぎないのだ。川崎から神奈川、保土ヶ谷、戸塚まで東海道を歩き、そこから鎌倉道へそれて鎌倉に入る。戸塚宿からの距離もばかにはならない。だから、縁切寺を目指す嫁は、追手に追いつかれはしまいかと心配して、後ろを振り返りながら東慶寺を目指すのである。そんな情景をこの川柳は描いている。東慶寺の名前は知っていても、その場所を知る江戸っ子はまづいないはずである。それは駆け込み女も同じことである。「縁切りと見たで東慶寺を教へ」の川柳はその辺りの事情を指しているであろう。東慶寺の周辺（今の JR 横須賀線の北鎌倉駅周辺）は寺院が少なくない。大きいところでは、円覚寺や建長寺がある。円覚

寺は道を挟んで反対側にある東慶寺に極めて近い。円覚寺の山門から東慶寺までは300m程であろうか。その寺の前で、「圓覚寺前にて嫁をつかまへる」の川柳も残されている。一方、東慶寺を通り越して建長寺迄行き、「ウロタへた駆込みもある建長寺」と詠む川柳もある。悲喜交々である。

なお、「圓覚寺前にて嫁をつかまへる」は川柳らしくない川柳である。類似のものには、すぐ前に述べた「六郷でようよう嫁をとらまへる」がある。ともに、追手が嫁を捕まえた場面を描写している。六郷の渡しは、すでに述べたように渡し舟を待たなければならないから、駆け込み女にとっては危険極まりない場所であった。言ってみれば行き止まりに等しい六郷の渡しで捕まってしまったのであるから、嫁にとっては何とも遣る瀬無い気持ちであろうし、一方の追手にとっては多摩川の渡しの前で捕まえたという安堵の気持ちがあったに違いない。その意味では、六郷の渡しは悲喜劇の舞台であった訳である。また、円覚寺前は、江戸からの距離としてはほぼ十三里、51Kmの距離にあり、東慶寺までは僅か300mに過ぎない。そこで捕まった嫁にとっては残念至極の舞台である半面、追手にとっては最後の最後になって嫁を捕らえた安心感があったに違いない。これら二つの川柳は、表現に面白味はないが、駆け込みの嫁にとっては最も忌むべき場所、追手にとっては何とも運の良い場所として江戸庶民はともかく、川柳作者は熟知していたに違いない。そうした典型的な場、難所として、六郷と円覚寺前は川柳に詠まれ、江戸っ子にも受け入れられたのである。

・美しいびつこが入る松が丘

東慶寺を尋ねつつ、やっとのことでそこに辿り着いた嫁を、この川柳は詠んでいる。東慶寺は、江戸時代には「松ヶ丘」、「松が丘」とか、「松ヶ丘御殿」、「松が丘御殿」とも呼ばれていた。今も、^{しょうこうざん}松岡山東慶寺（正式には、松岡山東慶総持禅寺⁶⁾）と呼ばれている。十三里を歩き通し、追手に捕らえられることなくようやく辿り着いた東慶寺である。足を引きずり、もうこれ以上歩くこともできない状態なのだろう。「美しいびつこ」とは言っているが、必ずしも駆け込んだ嫁が美しいと言っているのではなからう。むしろ、嫁が完遂した行為が美しい、喜ばしいと川柳作者は言いたいのであろう。「追いついた所が顔を見たばかり」や「空駕籠で追手が戻る松が丘」と詠んだ川柳は、すでに駆け込んでしまった嫁を諦めた追手の姿を描いている。

・スハ鎌倉の大事ぞと仲人来る

嫁が寺に駆け込むと、里方、夫とその家族、或いは仲人が東慶寺へやって来る。来なければ、寺の方から召喚状を出して呼び寄せた。奉行所を通して駆け込み訴訟に近い手続きが行われる。通常は、夫が寺の説得に屈服して離縁状を承諾した（これを内済離縁・今の協議離婚・という）。寺の説得は、説得というより強制に近かったという。夫と嫁の力関係は、東慶寺に来たというだけで、完全に逆転するのである。この「スハ鎌倉」は、ことわざにもある「いざ鎌倉」と同じ意味に使われ、「さあ、一大事が起こった」の意である。もっとも、仲人が慌てふためいて来たのは東慶寺ではなく、逃げられた男の家、つまり嫁の嫁ぎ先であるという解釈も可能であるが、「スハ鎌倉」と鎌倉の東慶寺を掛けたと解釈するのが順当であろう。

・鎌倉へ行く筈ふだんアマ呼ばわり

一方、長屋では、あそこの嫁が駆け込みをしたという話で持切りになる。もともと、長屋の造りは粗末である。火災の延焼を防ぐため、火消しが簡単に取り壊してしまう程の造りなのである。だから、長屋では、日常生活の会話も少なくとも両隣には筒抜けになる。あそこの家では、普段から嫁を「この尼は！」と罵っていたから、嫁が駆け込みをして鎌倉の東慶寺に逃げるのは当然だ、などとヒソヒソ話をしてきたに違いない。

・縁切るにや鎌倉殿が後ろ盾

最近「鎌倉殿の十三人」のドラマが話題になったが、駆け込みとその後の離婚手続きに関しては、「松が丘御殿」が強い権威を持っていた。まさに、「鎌倉殿」であったのである。その強い後ろ盾があれば、どんなに頑固な男も離縁状を書かざるを得なかったという。この辺りの事情を、この川柳は詠んでいるのである。

・親子していびりましたと松が丘

嫁に逃げられた男とその両親は、寺社奉行から厳しい尋問を受ける。嫁の駆け込みの理由を問い質されて、弱気になり「親子して嫁いびりをしました」と告白せざるを得なくなる。こうなると、もう離縁状を書かなければならない状況である。

・尼寺へきて悪筆をひったくり

嫁が東慶寺に駆け込み、寺社奉行から呼び出しを受けて、渋々ながら離縁状を書かされた男が、悪筆ながら離縁状を書き終えると、役人がそれをひったくるようにして奪い取る光景である。江戸では「離縁状なんか書くものか」と息巻いていた男の勇ましい姿はもうない。鎌倉殿の、松が丘の権威なのである。嫁が三年間の東慶寺の生活をする前に、夫が離縁状を書いて内済離縁が成立する事例が多かったことは、すぐ後に示されるであろう。

・鎌倉を戻れば桃や栗がなり

その松が丘の権威に屈することなく、夫が離縁状を書かなければ、また女に死んでも復縁を望まない堅い決心があるなら、離縁のため嫁は東慶寺で三年過ごすことになる。この川柳は「桃栗三年柿八年」のことわざを基にして、東慶寺での三年の生活を「桃栗三年」に譬えている。嫁の実家でも、あるいは嫁ぎ先でも、東慶寺入りを記念して桃や栗の苗木を植えるはずはない。しかし、もしも植えれば嫁が鎌倉から戻る時分には桃や栗に実がなるので、三年間という長い期間をそのように譬えているのである。東慶寺での生活は当初満三年であったが、後に満二年（二十四ヶ月）に改められたという。それでも、足掛け三年だから、相変わらず三年と言った。三年から二年への期間短縮の時機は明らかでないが、江戸時代になってからであろうという。⁶⁾ 松が丘で過ごす期間が二年になると、桃や栗はまだ実を付けないかもしれない。川柳はそんな事を気にしない。

・三年がうち間男の退屈さ

この川柳は、東慶寺に駆け込んだ嫁に間男いることを前提としている。女が離縁のため東慶寺にいるので、間男は暇も持てあましていると、詠んでいる。余りの退屈さに、間男がしびれを切らす川柳もある。

・三年のうちに間男気が変わり

間男の気が変わり、他の女に手を出したのかもしれない。あるいは、単に駆け込んだ女に興味を失っただけなのかもしれない。二年ないし三年という年月は、後から振り返れば短いと考えられないこともないであろうが、今、ここに生きている人間にとっては決して短くない。むしろ、とてつもなく長く感じられる。だから、間男もこんなことになるのだろう。

さて、この二首の川柳は、女の駆け込みを題材に取りながら、女を登場させることなく、間男を表に出している。わざわざそんな事をするのは、駆け込みをするような女には裏に間男がいると、決めつけているかのようだ。そんな女がいたことも確かである。しかし、ここでは、「間男が退屈している」、「間男の気が変わった」を言うことにより、「それ見た事か」と駆け込み女を揶揄嘲弄しているのである。逆に言えば、駆け込みなどするものではないと暗に批判している。

それでは、一体どれくらいの数の女が縁切寺に掛け込んだのだろうか。東慶寺の場合、古い時代のものは資料がなくて分からないという。⁶⁾ 慶応二年の記録では、四十七人が駆け込み、ほぼ半数の二十四人が内済離縁、帰縁（復縁）が三人、寺に入ったのが四人などとなっている。松が丘に残る九百通余りの文書と四百六十四人の駆け込みの記録から推察すると、江戸後期の百五十年の間に東慶寺に駆け込んだ女は二千人を超えたと考えられるという。江戸を含む東慶寺周辺の当時の人口に比べれば微々たる数ではあるが、結婚生活に何らかの不都合や不幸を抱えた女をこれだけ救った事実は、決して軽いものではない。いや、同時代の世界全体を見回しても、他に類を見ない女の救いの場なのである。男尊女卑の激しい江戸時代にあって、女を保護する役割を見事に果たしている。

最後の二つの川柳を除くと、川柳作者は随分と駆け込み女の肩を持っていることが分かる。皮肉屋で詮索好きの川柳作者が、嫁に逃げられた男より、縁切寺に駆け込もうとする女を好意的に捉え、駆け込みを支援しているように見える。駆け込みを詠む川柳は少なくないが、どちらかと言えばこうした傾向が強く出ているのは興味深い現象である。

ここからは縁切りから離れて、もう少し川柳を楽しんでみよう。

・女郎より まだも鯉と 女房言い

ここで、鯉とは「初鯉」を言っている。初鯉は高価で、俳人の其角が「俎板まないたに小判一枚初鯉」と詠んだように、初鯉一匹は一両もした。10万円前後の値段である。女房は、そんな高価な初鯉に現を抜かず夫に呆れながらも、一年に一度の初鯉だから一度では済まない女郎買いよりはまだ増しかと、諦め顔で眺める姿を描いている。逆に言えば、既婚者でも女郎買いは当たり前、女房公認だったことになる。実は、性に関しては女の方もかなり開放的であったようで、江戸時代より前の戦国時代に日本を訪れたポルトガルの司祭・宣教師のルイス・フロイスは、次のように述べている。「日本では娘たちは両親にことわりもしないで一日でも幾日でも、ひとりで好きなところに出かける」、「日本の女性は夫に知らせず、好きな所に行く自由をもっている」、「日本の女性は処女の純潔を少しも重んじない。それを欠いても、名誉も失わなければ、結婚もできる」。⁷⁾ また、川柳にも「店中たなぢゅうで知らぬは亭主ばかりなり」と詠まれている。店中は、長屋中の意味である。ことわざ集にも「知らぬは亭主ばかりなり」が収録されているが、その原型がこの川柳である。この「知らぬは亭主ばかりなり」を使った面白い会話例をネットで見つけた。

女1「お魚屋のご主人と浮気してるんですって。旦那さん感づかないの」

女2「大丈夫よ。このごろ毎晩お刺身だな、って喜んでるわ」

女1「あらあら、知らぬは亭主ばかりなのね」。

これは、浮気をしている当の女房（女2）と、親しく付き合っている同じ長屋のおかみさん（女1）との会話というところなのであろう。⁸⁾

先に述べた「御定書百条箇」には、不義密通（不倫）を禁じる条項がある。不義密通をした女は死罪、密通の相手も同じく死罪、夫が不義密通の妻とその相手を殺しても罪に問われない、そんな規定があった。実際には、間男された男が、妻と間男を殺したり、奉行所へ訴えたりして事を荒立てるのはごくごく稀で、示談で解決を図る方がはるかに多かったようである。示談金を、当時は「首代」と言ったそうで、その首代は7両2分というのが通説である。しかし、後には5両二分、あるいは5両とか4両になったという。

いずれにしても、結婚した男にもまた女にも、ある種の緩さがあり、おおらかさが許されていたのかもしれない。

・そちハ二世 あれハ三月四日迄

これは分かりにくい川柳かもしれない。実は、使用人の下女に手を出した旦那が、奥さんに言訳をしているのである。三月四日迄とあるのは、奉公人の入れ替え（年季明け）が三月五日（古くは、たとえば正徳^{しょうとく}（1711～1716年）年間の文献にある年季明けは、二月二日）にあったのである。あの下女は三月四日迄、もうすぐなくなる。それに引替えお前とは夫婦だから二世の縁なのだと、奥さんの機嫌を取っている場面である。もっとも、当の旦那は下女を口説く時に「主従は三世」と言っていたのかもしれない。この川柳を理解するには、ことわざ「親子は一世、夫婦は二世、主従は三世」の意味を理解していなければならない。縁の深さの強弱をこのように表現したのである。主従が最も縁深いとされたのは、封建制社会における主従関係を反映したからであろう。奉公人の入れ替えを、出代りと言ひ、女中や下僕は2年の雇用期間を終えて交代する。有能な奉公人には再雇用もあったであろうが、そうでない奉公人や都合の悪い奉公人は雇い止めを告げられた。

下女は、雇用先の主人だけではなく、同じ奉公人の男衆からも性のはけ口として見られた。

・煩惱の犬が寄り合う下女が部屋

下女の部屋には夜這いが絶えなかったのだろう。この川柳は、あるいは古くからのことわざ「煩惱の犬は追えども去らず」を意識して作られたものかもしれない。

・牡丹餅をなぜにしたと下女大口舌

下女との密通が発覚して立場を悪くした下男が、これまで気を引くため下女に使った甘言はどこ吹く風、自己弁護のため女の悪口を言い始め、柵から落ち牡丹餅のような顔の女と言ひ出す。それを知った下女が、男を捉まえて、柵から落ちた牡丹餅のような顔と言うのなら何故夜這いをしたと、男に詰め寄る場面である。ここで、「柵から落ちた牡丹餅」は、「柵から落ちてつぶれた牡丹餅のようなみにくい顔」の意味であり、よく使われることわざ「柵から牡丹餅（思いがけない幸運に恵まれる譬）」とは、異なる意味であることに注意したい。

・下女口舌それ覚てか物置で

上と同じような状況なのであろう。物置で手籠めにされた下女が、「覚えていないのか」と下男と痴話喧嘩をしている。物置は密通の場でもあったようだ。

奉公人の下女は、散々な目にあいながら働いていた。武家や大店の家訓には、「不義はお家の御法度」があり、男女の密通は固く禁じられていた。そうした家訓のある武家や大店の奉公なら、下女も少しは安心して働けたのかもしれない

【男と女のことわざ】

川柳ばかりでは「HP ことわざ研究/談話室」にならないので、男と女のことわざを集めることにする。まず男に関することわざを見る。

・男は三年に片頬

意味の取りにくいことわざである。片頬がまずわからない。それは、片頬だけ笑うということ、わずかに笑うことらしい。頻繁に笑うと男の威厳が保たれなくなるから、三年に一度片頬で笑うぐらいが丁度よいと、主張している。男は仏頂面をしているということのようだ。

・男子の一言金鉄の如し

男がひとたび口に出したことは、どんなことがあっても実行しなければならないと、言っている。つまり、言ったことは守るのが男なのである。

・男は敷居を跨げば七人の敵あり

男が社会に出て仕事をするには多くの困難を伴う。それを言いたくて、こんな大袈裟な言い方をしている。平たく言えば、男は辛いよ、なのだろう。

・男は妻から

男の出世や品行は、妻の良し悪しや心掛けによるところが大きいと、言う。それなら、仏頂面をしろ、言ったことを守る、男は辛いよなどと、しかめっ面をして説いた「男とは」の文言などどうでもよいことになる。

・男伊達より小鍋立て

世間における見栄や面目より家の生活を大切にしよう主張している。テンポよく読めることわざである。「男は三年に片頬」、「男子の一言金鉄の如し」、「男は敷居を跨げば七人の敵あり」などのことわざは、どちらかと言えば武家の生活に根差しているように見受けられる。それに対してこのことわざは、庶民のものであろう。庶民でも、世間付き合いのため、家庭よりも表向きの見栄や世間における面目を重視する傾向が強かったようであり、それを戒めて男でも家庭生活を大事にするよう説くことわざである。

それでは、女はどう見られていたのだろうか。

・女三界に家なし

このことわざは、冒頭で取り上げた。女には世界のどこにも安住できる家はないと、述べている。安住の場がない者、それが女なのである。

・女子と小人養い難し

女は近づけると凶に乗り、遠ざければ怨むので扱いにくいと、言っている。女は扱いにくいのである。

・女は氏なくして玉の輿

これは江戸時代にしばしば用いられた言葉であり、ことわざでもある。女は家が貧しく家柄が低くても、高貴な人の寵愛を得れば贅沢な生活ができると、言っている。女は出会う男次第なのである。

・女と坊主にあまりものなし

坊主がどこかで喜捨を受けられるのと同じように、女は一生独身ということはなく、いつかは口が掛かり相手に困らない。女が困ることはないのである。

つまり、女には安住の場はなく、扱いにくい存在であるが、出会う男次第では裕福な生活もでき、最終的にはどんな女も困ることはないのである。

少し視点を変え、適齢期の男女に関することわざを探してみよう。

・一つまさりの女房は金の草鞋かねわらじで探しても持て

夫婦関係は妻が一つ年上の方が万事うまくゆくから、何としてもそういう妻を探せと、言っている。これは男に対して言っている言葉である。しかし、同じ内容を女に対して言うことわざもある。「一つ劣りは金のわらじで探せ」がそれである。「一つ劣り」は、「一つ年下」の意味である。一つ年下の男を探せと、言っているのである。男から見て一つ年上の女は、女から見れば一つ年下の男になるから、二つのことわざは同じことを言っている。金の草鞋は、鉄の草鞋の意味である。鉄の草鞋で探せというのは、鉄できていけばいくら履いても擦り切れないから、それを履いて根気よく探し回れと檄を飛ばしている。

・酸漿ほおずきと娘は色付くと虫が付く

熟したホウズキには虫が付きやすいように、娘が年頃になると好ましくない男ができることを言って

いる。男が好ましくないとの判断は、親や親に近い年代の大人、あるいは親よりも年を取った大人の一般的な判断である。娘が年頃になった頃にできた男すべてにその一般論に当てはまるかどうかは分からない。得体の知れない一般論に拘るのは、年長者の癖なのかもしれない。その意味では、人を見抜く能力はそう簡単に得られるものではないことを、このことわざは暗示しているのかもしれない。

・惚れた病に薬なし

「痘痕もあぼた 醫えくぼ」のことわざもある。恋煩いに効く特効薬はないのである。現代の言葉に、「恋愛は美しき誤解であり、結婚は悲惨な理解である」がある。恋愛と結婚、美しいと悲惨、誤解と理解を対比させたこの表現は、しばしば使われる。この言葉の前半部分が、「惚れた病に薬なし」、「痘痕も醫」なのであろう。

・惚れて通えば千里も一里

「惚れた病に薬なし」は男にも女にも使われるのであろう。一方「痘痕も醫」は、惚れた男に対して使われることわざである。同じように、男が女に惚れた時に使われることわざが、「惚れて通えば千里も一里」である。ただし、このことわざには続きがあり、「逢はで帰ればまた千里」がそれである。惚れた男の弱さと言うか、滑稽さが浮彫になる。しかし、そうだからと言って、惚れるということの価値と言うか、尊さが失われることはない。

それでは、夫婦関係や離婚に関することわざにはどんなものがあるだろうか。

・惚れた腫れたも当座のうち

これは、夢中になっているのも夫婦になって間もない期間だけと言っている。時間と共に、夫婦関係が冷えてしまう現実を詠んでいる。前に掲げた「惚れた病に薬なし」と、このことわざ「惚れた腫れたも当座のうち」を組み合わせれば、「恋愛は美しき誤解であり、結婚は悲惨な理解である」の内容に近くなる。ことわざは身近な言葉を用いて、これ見よがしの現代の表現に肉薄する。

・破鍋に綴蓋

どんな人にもその人にとってふさわしい連合いがいる。このことわざはそう宣う。しかし、凡人はなかなかそれに気付かない。気付いたとしても、ずっと後になってからなのであろう。

・合せものは離れもの

これはすでに触れたので、説明を省略しよう。

・覆水盆に戻らず

離縁した夫婦が元に戻ることはない、言う。しかし、実際には離縁した夫婦の縁が元に戻る例は、江戸時代に、少なくなかったようだ。その復縁に際しては、「元の女房に仲人なし」のことわざがあり、復縁に形式的な儀式は不要であると、説いている。

・元木に勝る末木なし

不満を感じて何度か取り替えてみても、結局は最初のもが一番だという譬である。「女房は変えるほど悪くなる」を暗に表現している。

【川柳とことわざ】

離縁状から出発して、駆け込みの関する川柳、男と女のことわざを概観してきた。

離縁状には離婚証明書とともに再婚許可書の役割があることを見た。また、離縁の理由を具体的に書かない習慣があり、それは男にとっても女にとっても都合の悪いことをあからさまにすることなく、双方の離婚後の生活に不利益が生じることを避ける思いやりがあり、また生活の知恵があった。離縁を告

げる方にも、また告げられる方にも、相手に対する憎しみが少なからずあるに違いない。その憎しみを表に出さないために、離縁状を三行と半分の長さで済ませた慣習の中に、江戸時代の庶民の知恵が詰まっている。

縁切寺を目指す女に関連する川柳をいくつかを紹介した。個々の川柳は、女やその追手の行動を鋭く観察し、女に対しては優しい言葉で、男や追手に対しては皮肉を込めた言葉でその行動を描写している。立場の弱い女に肩を持つ江戸っ子の心意地なのだろう。「あとを見い見い東慶寺を尋ねてる」や「美しいびつこが入る松が丘」は、その具体的な例であろう。周囲の人の手助けや励ましには、「渡し守知らぬといふは情けなり」、「九里あるよ急がつしやいと渡し守」、「縁切りと見たで東慶寺を教へ」などが挙げられる。

恋愛・結婚に関することわざには、「惚れた病に薬なし」、「惚れた腫れたも当座のうち」があり、結婚生活については、「割鍋に綴蓋」、「男建てより小鍋立て」などが見られる。中でも、「割鍋に綴蓋」は、完璧には程遠く欠陥も少なくない夫婦二人が、互いに助け合いながら人知れず生きている様子を詠んでいる。まさに江戸庶民の結婚生活そのものなのであろう。離婚については、「合わせものは離れもの」、「覆水盆に戻らず」、「元木に勝る末木なし」などを示した。「合わせものは離れもの」は、たまたま縁あって一緒になった二人だから、別れるようになっても仕方ないと、淡々というか冷淡というか、感情を交えずに語る。「覆水盆に戻らず」は「一度失敗したことは取り返しがつかない」などの意味に使われることもあるが、「離縁した夫婦は元に戻ることはない」が、広く使われている意味であろう。このことわざもまた、感情を交えずに語られている。一方、「元木に勝る末木なし」は、前二者の淡々とした語り口と異なり、「何度も取り換えればよいというものではない」との主張がやや強く出ている。

最後に、ことわざと川柳の相互関係と違いについて考えたい。相互関係あるいは相互交流は、川柳におけることわざの利用や、逆にことわざにおける川柳の利用が考えられる。前者に関しては、本稿においても三つの例を述べた。「膝と談合をして嫁一人旅」、「鎌倉に戻れば桃や栗がなり」と「そちハ二世あれハ三月四日迄」の川柳は、ことわざ「膝とも談合」、「桃栗三年柿八年」と「親子は一世、夫婦は二世、主従は三世」を基にしていることをすでに述べた。ことわざ研究の立場から見ると、川柳におけることわざの利用は、例えば江戸時代におけるそのことわざの知名度を知る尺度になり、またそのことわざの使用頻度を測るバロメーターにもなる。その理由は、よく知られ、頻繁に用いられたことわざでなければ、川柳に利用しても意味が理解されないからである。その点では、川柳におけることわざの利用は、今後研究の発展が待たれる分野でもある。一方の、ことわざにおける川柳の利用については、本稿でも「知らぬは亭主ばかりなり」をすでに取り上げた。川柳がそのままことわざに利用されている例としては「売家と唐様で書く三代目」や「色男金と力はなかりけり」がある。前者は、放蕩の挙句に身代をつぶしてしまった三代目が、家売る段になり書いた売り札は、道楽で覚えた唐様の文字であったことを皮肉る川柳が、そのままことわざとして利用されている。

こうしたことわざと川柳の交流に関する研究は、江戸時代の庶民の文化を研究する上で不可欠の課題であろう。

ところで、川柳は一つの事実に拘泥し、それを鋭く描写する傾向がある。たとえば、「膝と談合して嫁一人旅」は、思案の末に縁切寺に駆け込みを決心する嫁の姿を描く。同じように、「あとを見い見い東慶寺を尋ねてる」も、追手の追跡に怯えながら鎌倉へ逃げる嫁の不安な気持ちを切々と伝えている。このように、川柳は個人を特定することはできないにしても、駆け込みを決心した一人の嫁や、不安を抱きながら鎌倉へ逃げる駆け込み女の姿を鮮明に描く。川柳がある一人の女の行動を鮮明に描けば描くほど、

その川柳の話題はその女に固定されて、他の内容を付加することを許さなくなる。つまり、川柳の描写が鮮やかであればある程、その川柳に他の内容を膨らませる余地を失う。一方のことわざは、「惚れた病に葉なし」や「惚れた腫れたも当座のうち」に見られるように、「惚れた」あるいは「惚れた腫れた」のは、男なのか女なのかさえわからない。だから、「惚れた」、「惚れた腫れた」のが誰であるかを問わず、一般的に「惚れた」、「惚れた腫れた」という感情ないしは行為を問題にすることになる。これによりことわざの内容が一般化され、あるいは普遍化される可能性を持つことになる。ことわざの曖昧な表現が、その意味内容を膨らませ、中味を一般化し普遍化する役割を果たすことになる。

【おわりに】

最後に本稿を纏めることにしよう。初めに江戸時代の三通の離縁状を読み、離縁状の表現の特徴を見た。離縁状は離縁証明書であると同時に再婚許可証の役割を果たしていることを確かめた。同時に、離縁状には、離縁の理由を記さない特徴があることを見た。それは、男にとっても女にとっても、過去の不都合を明示しないという意味で、離婚後の生き方に希望を持たせるものであった。離縁状は男だけに書く権利のある、偏った権利であり、女がそれを書く権利はなかった。しかし、江戸幕府は鎌倉の東慶寺と群馬の満徳寺に縁切寺としての特権を与えることにより、離縁を望む女がそこに逃げ込んで離縁することを可能にし、女の保護に少なからぬ役割を果たした。縁切寺に掛け込む女を詠んだ川柳の多くは、女に同情して支援を送るものが多いことも確かめた。これは弱きに味方する江戸っ子の心意地かもしれないし、傍観者としての気楽な声援なのかもしれない。最後に、男女の関係を詠む川柳とことわざを見た。江戸の町で働く下女は、同僚の下男や雇い主から酷い性的扱いを受けていた実態を川柳はあからさまに詠んでいる。ことわざは、裏の意味はともかくとして、表向きは川柳ほどあからさまな表現を用いない。その姿勢が、ことわざに含みを持たせ、その意味・内容を膨らませる役割を果たしている。

ことわざ研究/談話室を担当する時田昌瑞さんからは、貴重なコメントを数多く頂きました。それにより、本稿の内容を充実させ、読みやすい形に改定することが出来ました。ここに深く感謝を申し上げます。

参考文献

- 1) 縄田康光著「歴史的に見た日本の人口と家族」立法と調査（参議院調査室作成資料） No. 260 p. 90
2006年10月。
- 2) 穂積重遠著「離縁状と縁切寺」法學叢書 日本評論社 1942年。本書は、国会図書館デジタルコレクションにて閲覧可能である。なお、本書には縁切りに関する川柳も掲載されている。本稿においてもその内のいくつかを引用した。
- 3) この解釈は、伝統的なそれとは乖離しているかもしれない。上記文献2) では、離縁の理由を述べないのは、江戸時代の離縁は男が勝手に離婚を申し立てることが出来る無因離婚であったからであると説明している（p. 33）。ここで無因離婚は、離婚の原因を公表せず、しかも証明なしで離婚できる制度を指す。しかし、「我ら勝手につき」の解釈にも、統一した見解はないようであり、本稿では、文献2) の解釈を用いていない。
- 4) 文献2) で穂積重遠は、川柳「膝と談合をして嫁一人旅」を次のように解説している（p. 189）。この句は、「膝とも談合」といふことと膝をだいて駕籠に乗る姿をかけたのではないかと想像する、

と記している。駆け込み女が駕籠を使うとは、はなはだ考えにくいだが、もしそうであったとすると駕籠代はいくらになるだろうか。江戸市中での駕籠（町駕籠と言った）の代金は一里 400 文であったという（リファレンス共同データベース：https://cdr.ndl/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000140091）。駕籠代のほかに酒代（チップ）も必要であった。しかし、それは省く。街道の駕籠代は町駕籠より少し安かったようであるが、それを無視して江戸市内と同じ駕籠代として計算すると、三十一里では、 $400 \times 31 = 12,400$ 文となる。一文が 12 円（一両が 8 万円に相当する）とすると、二両弱、今の 15 万円弱に相当する。川柳にも「これ小判たった一晩いてくれろ」がある程だから、余程へソクリつくりのうまい嫁でなければ、二両の金を持って駆け込むのは考えにくい。そこで本稿ではことわざを強調する解釈を採用した。

- 5) 東海道の六郷と川崎の間には、徳川家康が慶長 5（1600）年に架けた多摩川を跨ぐ六郷大橋が江戸初期まであった。しかし、大水の度に橋が流失したため、元禄元（1688）年以降は船渡しとなり、六郷の渡しと呼ばれるようになった。船渡しは明治の初めまで続いた。
- 6) 井上禅定「東慶寺と駄込女」有隣新書 p.8 有隣堂 1995 年。
- 7) ルイス・フロイス著、岡田章雄訳注「ヨーロッパ文化と日本文化」岩波文庫 33-459-1 岩波書店 1991 年 p.39 及び p.50。
- 8) 「会話で使えることわざ辞典」 <https://imidas.jp/proverb/detail/X-02-C-12-9-0003.html> 2023 年 9 月 22 日閲覧。この website はことわざの意味だけでなく、出典が明記してあるものも多く、有用である。